

平成26年7月25日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
厚生労働大臣政務官 高鳥修一 様

全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保 厚子

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に係る意見

児童・学齢期の在り方

【全般】

1 児童期の支援度の明確化

児童期における支援区分のあり方を明確化する必要がある。特に放課後等デイについては、利用児童の支援の必要性に応じた報酬単価の導入が必要である。現行のままでは支援の必要性が考慮されていない。

【児童発達支援】

1 実勢に即した職員配置基準と報酬

職員配置基準を見直し、「指導員加配加算」等で報酬を上増しすべきである。特に未就学に対しては、多くの事業所で、基準を超える2対1配置状況にあり実態に即した対応が求められる。

【保育所等訪問支援】

1 保育所訪問支援の拡充

共生社会の実現に向けて、保育所等訪問支援を全国的に広げていくためにも、充実した取り組みとなるよう報酬単価を実態に即したものにすることが必要である。

【障害児相談】

1 障害児特有の支援に関する加算の設定

障害児に対する相談においては、特に保育・教育分野との連携が重要であり、個別の教育支援計画等と連動したサービス等利用計画が求められる。サポートファイルを活用するなどの取り組みには連携加算を用意して具体的な動機付けを用意する必要がある。

【放課後等デイ】

1 休業日報酬の引き上げと適用拡大

休日、夏季・冬季・春季の長期休暇への対応を考慮して「休業日単価」の割り増しが必要である。あわせて休暇前後の短縮授業時については「休業日単価」を認めるか、少なくとも、短縮授業時単価を設定すべきである。

相談事業のあり方

【相談・計画相談】

計画相談（サービス等利用計画）の報酬（加算）についてはその機能が強化されるよう見直し、計画相談に対する新たな加算を設定する。また知的障害・発達障害者の家族が作成するセルフプランは、この加算の視点からは逸脱した事態にある事を援護の実施主体には強く認識して頂きたい。

1 インフォーマル支援調整加算

相互扶助を支援するナチュラルサポート（地域資源）の利用調整等を行った場合の加算を新設し、地域資源の開発促進を評価する。

2 特別支援加算

重度重複障害者や、家族も支援を要する世帯などでは、頻回の家庭訪問や調整会議の開催、不足する社会資源の開発など、サービスの利用調整等に特別な段取りを要するため業務内容を評価し加算する。

3 教育等連携加算（児童のみ）

障害児の相談は、教育分野との連携が重要である。個別の教育支援計画との相互連動したサービス等利用計画が求められる。まずはガイドラインを示し、対応を評価する基準により加算する。

4 居宅介護調整加算

居宅介護については、利用事業所が不確定かつ流動的で、緊急の利用調整も発生しやすい点を評価して、基本単価に 15%程度の加算とする。

5 同一法人・単一サービス減算

同一法人内のみでのサービス利用調整やモニタリング等もしくは利用サービスが単一である者は、他法人への調整や複数サービスを組み合わせて利用している者よりも利用調整が容易なことから、基本単価に 15%程度の減算とする。

地域生活支援のありかた

【地域移行・定着】

1 地域移行の対象拡大

家族同居からの自立も地域移行として認めるべきである。一人暮らしやグループホーム利用に関する相談は、事前相談から生活体験に向けて丁寧な支援を要するが、報酬上は評価されていない。

2 地域定着支援の対象拡大

対象者像については、単身の障害者や緊急時に支援が困難な同居家族とされているが、十分に状況が把握されておらず、養護者が高齢であっても見過ごされがちである。世帯全体の高齢化と重度化が加速化する 2025 年問題に備えて、地域定着支援事業を家族同居の場合にも積極的に活用できるような仕掛け（同居

家族のリスク調査等)を工夫して、万への不安の備えしていただきたい。

3 家族支援加算

世帯全体に対する支援が必要な場合、支援会議の開催回数や召集メンバーなどにより多くの調整を要することが多いため、こうした世帯への支援を評価する加算の創設を求めたい。報酬については、体制確保費の報酬を現行の月 301 単位から最低でも 500 単位程度まで引き上げる。

4 同日複数対応加算

緊急時支援分の報酬額は現行どおりでも良いが、同日に複数回緊急対応した場合の加算を新設する。350 単位(1日当たり2回まで算定可能。トータルで3回分の緊急時支援まで報酬請求可能)

【地域生活支援拠点を具現化するための報酬体系構築】

地域生活支援拠点は、特に知的・発達・重度重複障がいのある人の地域生活を支える仕組みとして、地域に開かれた機能である点を高く評価したい。そのためにも実効性を担保する各機能が有効になるための報酬体系が不可欠である。第4期の障害福祉計画では、平成29年までの整備とされているところだが、拠点によらずに既存の機能を高めていくことは27年度から実施していくべきである。そのためには、地域生活支援の拠点へは、整備費による確保が重要であるが、拠点が地域にネットワークとして求める機能を担う各サービスの基本報酬や加算を拡充していただきたい。

1 居宅介護

(1) 緊急時対応加算の拡充(回数制限撤廃と報酬額アップ)

回数制限撤廃については、緊急時対応加算の算定要件を「地域生活支援拠点からの派遣要請があった場合」に改めた上で、現行の「月2回まで」という算定上限を撤廃する。もしくは、月に3回以上の算定を要する者については、地域定着支援の対象とした上で上限を撤廃とする段取りとして頂きたい。

加算報酬については、現行の一回100単位を300単位程度まで引き上げる。

2 短期入所

(1) 緊急体制確保加算の拡充

就労移行支援のように、過去1年間の緊急受入加算の算定実績に応じて報酬額がアップする仕組みを導入する。

初年度および年間実績なし 40 単位/1日

年間実績1回以上5回未満 60 単位/1日

年間実績5回以上 100 単位/1日

(2) 緊急受入加算の拡充

報酬額を大幅に引き上げ、緊急受入れのインセンティブを高める。

併設型 100 単位／1 日

単独型 150 単位／1 日

3 訪問看護ステーション併設型の児者一貫型重心児者通所サービス（児童発達支援・放課後デイ・生活介護の多機能型）の設置促進

在宅重心児者の通所先を確保するため、訪問看護ステーションと併設型の児者一貫型重心児者通所サービス（児童発達支援・放課後デイ・生活介護の多機能型）の設置を促進する。

具体的には、地域生活支援拠点の一環として上記の事業所が設置された場合に、加算報酬を設定する。

訪問看護ステーション併設型加算 50 単位／1 日

4 地域生活支援拠点コーディネート機能の確保

地域生活支援拠点の要はコーディネート機能の確保であることから、コーディネート機能について、拠点事業に置かれるコーディネーターにも、基幹相談支援センターに対する地域生活支援事業補助金（特別枠）の重点配分を行う。

住まいのあり方

【グループホームの個別ヘルパー利用特例の存続（制度化）】

区分4以上のグループホーム入居者が、個別にヘルパーを利用できる特例を27年3月で終了せずに、27年4月以降完全実施される（予定）サービス等利用計画に基づき必要性が明確化されて、市町村が認めた場合には、引き続き個別ヘルパーの利用を可能とすべきである。

【グループホーム一元化後の報酬】

一元化後のホームの支援体制について、夜勤と宿直の考え方を整理した上でモデル事業等を設定し、十分にシュミレーションし、支援体制に激変の無いように報酬設定をして頂きたい。

以 上